



2026 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ン リ オ
代 表 者 名 の 代 表 取 締 役 辻 朋 邦
役 職 氏 名 社 長
(コード番号 8136 東証プライム市場)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 松 本 成 一 郎
電 話 番 号 03 (3779) 8058

当社元常務取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、当社元常務取締役による不適切な報酬受給事案に関し、同氏に対する損害賠償請求訴訟（以下「本訴訟」といいます。）を提起いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 本訴訟を提起した裁判所および年月日

- (1) 裁判所：東京地方裁判所
- (2) 提訴年月日：2026 年 7 月 30 日

2. 本訴訟を提起した者（原告）

- (1) 名称：株式会社サンリオ
- (2) 所在地：東京都品川区大崎一丁目 6 番 1 号
- (3) 訴訟における代表者：取締役（監査等委員） 奥村 信一

3. 本訴訟を提起した相手方（被告）

株式会社サンリオ 元常務取締役（2026 年 5 月 29 日付で辞任）

4. 訴訟の内容および請求金額

損害賠償金として 4 億 438 万 1,919 円

（注 1）上記金額は、同氏による不適切な報酬受給事案に関連して発生した調査費用、第 66 回定時株主総会の継続会の開催費用、決算の追加作業のために要した費用および本訴訟にかかる弁護士費用につき、当社が被った損害として請求するものです。

（注 2）今後の状況の変化等に応じて、請求内容および請求金額を変更する可能性があります。

（注 3）上記金額に加え、訴状送達の日から支払済みまでの遅延損害金を請求しております。

5. 訴訟の提起に至った経緯および理由

2026 年 5 月 29 日に公表した当社元常務取締役による不適切な報酬受給事案に関する特別調査委員会の調査報告書において、同氏は、当社米国子会社における COLA（生活費調整手当）、学費、住宅費等の経済的利益の同氏に対する支給につき、当社が把握することができない事態を生じさせており、これは当社取締役としての善管注意義務違反を構成する可能性があり、それにより当社に損害が生じる場合には同氏は会社法第 423 条第 1 項に基づき当社に損害賠償責任を負う可能性が高いものとされています。当該不適切報酬受給事案に関連する調査費用、第 66 回定時株主総会の継続会の開催のための費用、決算の追加作業のために要した費用や本訴訟にかかる弁護士費用は、同氏の善管注意義務違反がなければ発生しなかった費用であり、当社はこれらの費用について同氏に対して損害賠償請求を行うべきと判断いたしました。

なお、当社米国子会社が同氏に支給した、不適切受給にかかる COLA（生活費調整手当）、学費、住宅費等の経済的利益の返還等については、適切な法的手続の選択を含め、引き続き検討を進めてまいります。

6. 今後の見通し

本訴訟が当社の業績に与える影響につきましては現時点では軽微と考えておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。また、米国子会社に生じた損害に係る同氏への責任追及については、引き続き検討を進め、必要に応じてお知らせしてまいります。

当社は、本件により株主の皆さま、お客さま、お取引先さまをはじめとする関係者の皆さまにご心配をおかけしておりますことを改めてお詫び申し上げます。

当社は、2026年5月29日に公表いたしました再発防止策およびグループガバナンスの強化を着実に実行することにより、信頼の回復とさらなる企業価値の向上に努めてまいります。

以上